

令和 2 年 11 月 18 日

石狩川の水辺にあらたな賑わいを！

～砂川オアシスパークの多様な利用が可能になりました～

北海道開発局では、水辺空間を活かした賑わいの創出や魅力あるまちづくりを支援するため、砂川オアシスパーク（砂川遊水地）地区を、営業活動を行う民間事業者等の利用も可能となる「都市・地域再生等利用区域」に指定しました。

「都市・地域再生等利用区域」とは、河川空間のオープン化を図り都市および地域の再生等に資するため平成23年3月8日に河川敷地占用許可準則が一部改正されたことから、営業活動を行う事業者等による河川占用が可能となる都市・地域再生等利用区域を河川管理者が指定するものです。（河川敷地占用許可準則 第二十二 参照）

この取組を「かわたびほっかいどう」の取組の一環として、ホームページによる情報発信などを行います。

記

1 都市・地域再生等利用区域

一級河川石狩川水系石狩川（砂川遊水地）の河川区域内で「別図」に示す区域

2 都市・地域再生等占用方針

（1）占用の許可を受けることができる施設

広場、イベント施設、船着場、船舶係留施設これらと一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ、広告板、広告柱、照明・音響施設、キャンプ場、バーベキュー場、切符売場、案内所並びに川床、その他都市及び地域の再生等のために利用する施設とする。

（2）許可方針

占用許可を受けることができる施設は、砂川オアシスパーク（砂川遊水地）を中心とした河川空間の利用促進及び地域活性化を目的として整備される施設とする。

3 都市・地域再生等占用主体

砂川市長

4 都市・地域再生等利用区域の指定書 伝達式

(1) 日 時 : 令和2年11月20日(金) 15時30分から

(2) 場 所 : 砂川市役所 大会議室 (砂川市西6条北3丁目1番1号 砂川市役所3階)

(3) 出席者 : 砂川市長、滝川河川事務所長

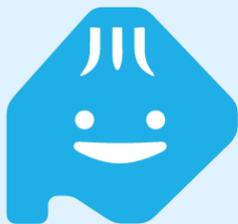
(4) 今般の新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、取材については各社必要最低限の人数とし、「手洗い」や「マスク着用を含む咳エチケット」等の感染症拡大防止対策にご協力をお願いします。

【問合せ先】国土交通省 北海道開発局 札幌開発建設部

河川計画課 課 長 岩井 真央 (電話番号 011-611-0329 ダイヤルイン)

公物管理企画課 課 長 松本 一紀 (電話番号 011-611-0328 ダイヤルイン)

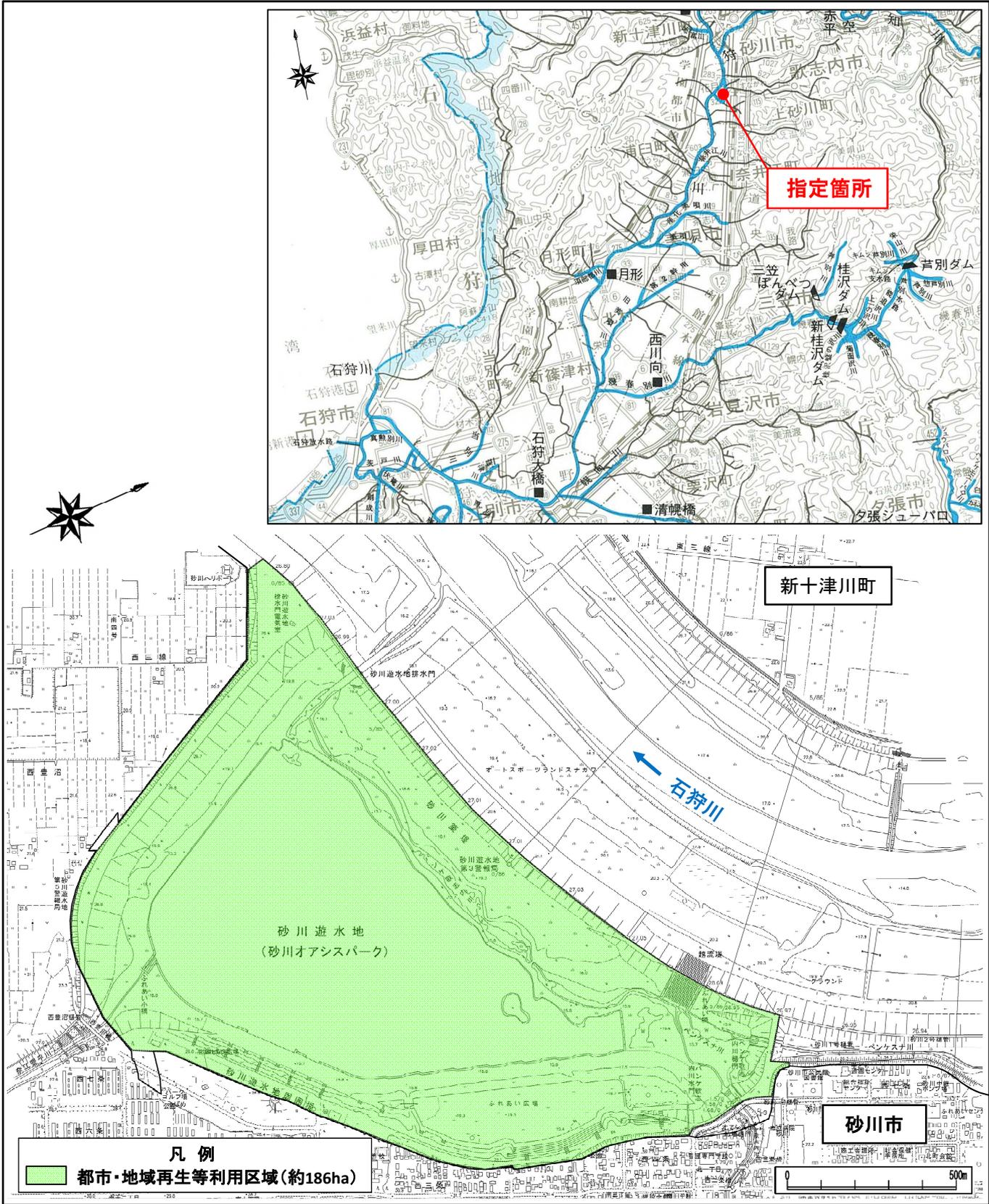
札幌開発建設部ホームページ <https://www.hkd.mlit.go.jp/sp/>



かあたび
ほっかいどう



別図



補足

砂川オアシスパーク（砂川遊水地）地区の利用について補足します

「都市・地域再生等利用区域」とは、河川空間のオープン化を図り都市および地域の再生等に資するため平成23年3月8日に河川敷地占用許可準則が一部改正されたことから、営業活動を行う事業者等による河川占用が可能となるものですが、営業活動を含めどのような利用を行うかは、今後、自治体・地域代表などで構成される「オアシスパークからゆめまちづくり協議会」にて検討していく予定です。

オアシスパークからゆめまちづくり協議会事務局
砂川市 経済部 商工労働観光課

参考

地域の水辺を活かした賑わいのあるまちづくり

占用主体の砂川市が予定している利用（写真はイメージ）

- ・ イベント開催（防災イベント、夏まつり、花火大会、ワカサギ釣り大会等）
- ・ 飲食物等の販売（オープンカフェ、オープンテラス、移動販売車等）
- ・ アクティビティの充実（ワカサギ釣り、キャンプ、水面等利用、サイクリング等）



砂川市の砂川オアシスパーク（砂川遊水地）地区は、北海道・札幌市と旭川市のほぼ中間に位置し、近隣では「北海道子どもの国」、「砂川ハイウェイオアシス」や、河川敷地の運動公園、緑地公園など豊かな水と緑に囲まれた、空知を代表する地区です。

砂川市では、平成27年度より砂川市まち・ひと・しごと創生総合戦略を推進し、市が直面している人口減少と地域経済の縮小を克服するため、「安定した雇用の創出」、「人の流れの変化」、「若い世代の希望の実現」、「時代に合った地域づくり」に官民一体で取り組んでいます。そのうち「人の流れの変化」では、情報発信による観光振興・観光客誘致や、「砂川ハイウェイオアシス」からまちなか回遊につなげる取り組みを行うとともに、ふるさと名物「すながわスイーツ」を活用した観光振興に重点を置き、交流人口の増加を図っています。

こうした状況のなか、砂川オアシスパーク（砂川遊水地）地区は、石狩川中流部の水辺とまちを繋ぐ新たな観光拠点として期待される地域です。

今回、砂川市から「都市・地域再生等利用区域」の指定に関する要望書が提出され、河川敷地占用許可準則に定める要件に該当すると認められるため、令和2年11月11日に北海道開発局長が「都市・地域再生等利用区域」として指定したものです。

河川敷地占用許可準則に基づく都市・地域再生等利用区域の指定

連携と多様な参画による利活用の充実化
市街地の機能強化と石狩川の魅力向上

砂川市まち・ひと・しごと創生総合戦略（砂川市）

情報発信による観光振興・観光客誘致や、「砂川ハイウェイオアシス」からまちなか回遊につなげる取組。

ふるさと名物「すながわスイーツ」を活用した観光振興。

